

大阪柔整だより

違法広告・違法看板は今年度中に改善を！

平成 28 年 3 月の大阪保険講演会において「療養費適正化理念」を公表後、違法広告・違法看板の適正化について幾度か改善の広報をしております。

繰り返すようではありますが、柔道整復師法第 24 条には柔道整復の業務にかかる広告に関する規定が設けられております。

簡単に噛み砕いて言いますと、柔道整復師であること、氏名、住所、施術所の名称、電話番号、所在地、施術日、施術時間、その他厚生労働大臣が指定する事項以外は広告をしてはならない、となっております。

違法の多い広告の例として

- ① 適応症に関する事項（肩こり、五十肩、全身マッサージ、O脚矯正、頭痛、ふらつき、腱鞘炎、姿勢矯正、慢性腰痛、むちうち等）
- ② 柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項（腰痛治療専門、〇〇学会会員、〇〇学校卒業、〇〇病院で〇年研修、〇〇式療法等）
- ③ 各種保険取扱、労災保険、生活保護、交通事故、自賠責取扱等

これらの文言を使用すると第 24 条に抵触し違法となります。

徐々に会員の先生方にも「療養費適正化理念」の趣旨をご理解いただき、本会にて広告・看板についての問い合わせ及び改善の報告を受けております。

違法広告については本会にご相談していただくか、大阪府のホームページ内の検索サイトで「整骨院 違法広告」と入力し「施術所、出張・滞在施術に関する手続きのご案内」をクリックし、「4. 広告の制限」を参照して下さい。

また、広告・看板を改善された会員の先生方の人数を把握し、データとして示したいと思っておりますので、改善後は必ず本会へ報告をして下さい。その際に改善前、改善後の画像を残していただきますよう、お願い致します。

適正化理念工程表に基づき、来年の 3 月までに違法広告・違法看板の改善を目指し、また、改善状況についても公表し、引き続き行政に対し大阪社団の自浄作用を認識していただく姿勢を示したいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会

～ 自賠責保険基礎知識 ③ ～

・請求してから支払いまでの流れは？

自賠責保険では多数の請求を迅速かつ公正に処理するため、損害保険会社の窓口で受け付けられた請求は、すべて損害保険料率算出機構(注)の自賠責損害調査事務所が調査を行います。

その結果に基づき、最終的に損害保険会社が支払額を決定のうえ保険金等が支払われます。

① 請求者(加害者もしくは被害者)が請求書類を作成し、損害保険会社へ提出します。



② 損害保険会社

請求書類に不備がないか確認し、損害保険料率算出機構 自賠責損害調査事務所へ書類送付。



③ 損害保険料率算出機構 自賠責損害調査事務所

請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性(自賠責保険の支払対象となる事故かどうか、死亡・傷害と事故との因果関係など)および発生した損害の額などを公正かつ中立な立場で調査します。

請求書類の内容で事故に関する事実確認ができないものについては、事故当事者への事故状況照会、病院への照会、事故現場の調査など必要な調査が行われ、損害保険会社に調査結果を報告します。



④ 損害保険会社

保険金等の支払額を決定し、請求者に支払います。(仮渡金の支払いがある場合は、その分を差し引いて支払われます。)

(注) 損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された法人です(平成14年7月に自動車保険料率算定会(自算会)と損害保険料率算定会(損算会)が統合しました。)同機構では、その事業の一環として全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置し、自賠責保険(共済)の損害調査を行っています。

～

今回で自賠責保険基礎知識は最終回となります。

交通事故による怪我の治療には、健康保険、労災保険が使えないと思われがちですが、使用することができます。

この場合は被害者にて、保険者には「第三者行為傷病届」、労働基準監督署には「第三者行為災害届」の手続きが必要です。

被害者側にも相当の過失がある場合は治療費・休業損害・慰謝料などから過失割合分が減額されます。

健康保険を使用することにより、治療費の負担が少なくなれば減額も少なくなり被害者に有利となります。被害者に確認しながら対処して下さい。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 保険部

介護保険のコラム Vol.19

～介護保険は生活保護受給者でも受けられるのか？ その2～

今回は、65歳以上の生活保護受給者の介護保険についてご紹介します。

・65歳以上（第1号被保険者）の場合

65歳以上の方は、それまで医療保険を支払っていない方でも全員が介護保険の第1号被保険者になります。生活保護受給者にも介護保険が適用され、必要な介護サービスを1割負担で受けることができます。

介護保険の利用条件として保険料を支払う義務が生じますが、生活保護受給者は生活扶助から支給されます。正確には、生活扶助費に介護保険料が加算される形です。

そして、こうした方が要支援または要介護状態になり、介護サービスを利用したときに支払う1割負担は、やはり生活保護の介護扶助から賄われることとなります。

65歳以上の生活保護受給者のケースをまとめると、「介護保険料は生活保護費の生活扶助から、介護サービスの1割負担は介護扶助から支給」ということとなります。

・まとめ

介護保険の支給にかかわる制度の仕組みはやや複雑ですが、結果的には生活保護費で賄ってもらえるということになります。

生活保護の申請は、事前に居住する地域の福祉事務所に相談する必要がありますので、詳細は居住する市区町村にお問合せください。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

平成28年10月より変更の医療費助成制度

	変更内容	変更前 (平成28年9月施術分まで)	変更後 (平成28年10月施術分から)
柏原市	制度名 通院医療費対象年齢 所得制限	「こども医療費助成制度」 0歳～12歳(小学校修了)まで 所得制限なし	変更なし 0歳～15歳(中学校修了)まで 変更なし

※本会ホームページにて「乳幼児・こども医療費助成制度一覧」掲載

保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
KYB健康保険組合 06134829 KYB健康保険組合 岐阜支部 06210371	統合	KYB健康保険組合 06210603	H28年9月1日
後楽園健康保険組合 06134910	名称変更	東京ドーム健康保険組合 06134910	H28年10月1日

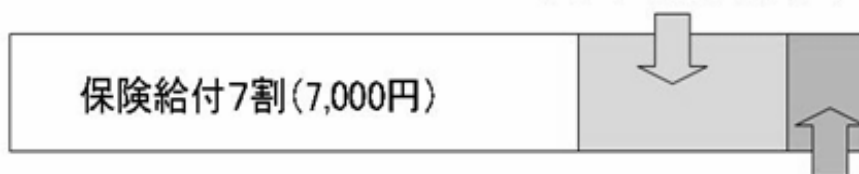
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。